

令和6年9月4日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社きらぼし銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
登戸支店	神奈川県川崎市多摩区登戸2205-1	神奈川県川崎市多摩区登戸1874	2024年7月8日
稲田堤支店	神奈川県川崎市多摩区登戸2205-1	神奈川県川崎市多摩区登戸1874	2024年7月8日
中野支店	東京都中野区中央5-1-3	東京都杉並区高円寺4-27-6	2024年7月22日
阿佐ヶ谷支店	東京都中野区中央5-1-3	東京都杉並区高円寺4-27-6	2024年7月22日

(2) 変更の理由

店舗移転のため